

高槻市週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指すため、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援する取組として、週休2日工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 原則、全ての工事。ただし、以下の工事は除く。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事、単価契約工事等）
- (2) その他施設状況等により、対応が困難な工事

(発注方式)

第3条 発注方式については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、現場着手日前に発注者との協議の上で週休2日に取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式

(3) 労務費等の補正を行わないもの

現場作業が1週間未満（不稼働日を除く実稼働日数が5日未満）の工事

(定義)

第4条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 4週8休 原則、土日・祝日を休日とするが、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所が確保されている状態

- (2) 対象期間 現場着手日から現場作業終了日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

ア 年末年始休暇（6日間）

イ 夏季休暇（3日間）

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なく休止せざるを得ない期間等）

- (3) 4週8休以上の現場閉所 現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が対象期間中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態とし、降雨、降雪等による予想外の現場閉所日も現場閉所日数に含める。

- (4) 現場閉所 工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態と

する。



【達成率の算出方法】

4週8休工事対象期間 231日(240日－夏季3日－年末年始6日)

$231 \times 28.5\% (8/28日) = 65.8日$

66日以上の現場閉所日確保により4週8休達成

 = 対象期間

(労務費等の補正)

第5条 労務費等の補正に関する考え方については、次の各号に基づくものとする。

- (1) 大阪府土木工事積算基準を適用する工事は「4週8休工事実施要領」(大阪府都市整備部)を適用する。
- (2) 土地改良工事積算基準及び森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事は「環境農林水産部4週8休工事の労務費等補正に関する実施要領」(大阪府環境農林水産部)を適用する。
- (3) 公共建築工事積算基準を適用する工事は「週休2日促進工事実施要領」(大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室)を適用する。
- (4) 水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)を適用する工事は同必携を適用する。

2 発注者指定型は、現場閉所状況が4週8休の係数を乗じた補正を行い当初設計金額の算出をする。ただし、4週8休(現場閉所率28.5%以上)の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて4週7休及び4週6休の補正率により設計変更する。

なお、現場閉所率が21.4%未満の場合は、当該補正分を減額する設計変更を行う。

3 受注者希望型 受注者の取組状況に応じて設計変更を行う。ただし、現場着手前に週休2日を実施しない旨を届け出たものは、補正の対象としない。

(適切な工期設定)

第6条 発注者は、積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備期間、跡片付け・各種検査期間を含めた工期算定を行い、適切な工期設定を行うものとする。

(工期の変更)

第7条 工期の変更理由が次に示すような受注者の責によらない場合、発注者は適切に工期の変更を行うものとする。

- (1) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- (2) 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合
- (3) 工事の施工を一時中止させた場合

(発注方式の指定)

第8条 対象工事については、入札公告等に「発注者指定型」、「受注者希望型」又は「補正対象外」を明記する。

(留意事項)

第9条 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 受注者は、週休2日工事であることを、高槻市工事標示板設置要綱に基づき工事看板に明記すること。ただし、受発注者間の協議により、不記載とすることができる。

(その他)

第10条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、この要領のほか、高槻市建設工事請負業者指名停止基準、工事請負契約書に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。